

教育・保育施設等の量の見込みと確保方策について

(1) 幼稚園・認定こども園(1号及び2号認定、3～5歳児)

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	当初計画	1号教育認定	1,694	1,641	1,592	1,571	1,515
		2号保育認定	244	244	244	244	244
		合計	1,938	1,885	1,836	1,815	1,759
	変更案	1号教育認定			1,424	1,401	1,327
		2号保育認定			380	430	450
		合計			1,804	1,831	1,777
実績値			2,000	1,810			
②確保方策	当初計画		2,209	2,209	2,209	2,209	2,209
	変更案				1,921	2,019	2,029
	実績値		2,080	2,005			

【分析結果】

〈量の見込み〉

- ・満3歳児児童が就労要件緩和により3号認定に移行し、1号認定の児童数の減少が見込まれるため、修正を行う。
- ・平成27年より始まった新制度の内容が保護者に浸透してきたため、保育の需要が年々高まっている。

〈確保方策〉

- ・児童の受け入れについては、教諭の配置等の問題はなく、十分に対応可能と判断できる。

(2) 保育所(園)など(2号認定、3～5歳児)

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	当初計画		1,188	1,144	1,103	1,086	1,039
	変更案				1,369	1,354	1,306
	実績値		1,402	1,401			
②確保方策	当初計画		1,630	1,630	1,630	1,630	1,630
	変更案				1,428	1,404	1,385
	実績値		1,525	1,470			

【分析結果】

〈量の見込み〉

- ・就労要件の緩和などにより、保育の需要が高まったため、実績を勘案し修正を行う。

〈確保方策〉

- ・児童の受け入れについては、教諭の配置等の問題はなく、十分に対応可能と判断できる。
- ・確保方策の減に伴う保育士の余剰については、3号認定の増加分へ配置するため、問題ないものと判断できる。

(3) 保育所(園)など(3号認定、0歳児)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	当初計画	316	305	296	289	280	
	変更案			302	307	315	
	実績値	288	298				
②確保方策	当初計画	292	292	292	292	292	
	保育所 認定こども園 地域型 保育	変更案			302	307	315
		実績値	298	308			

【分析結果】

〈量の見込み〉

- ・就労要件の緩和や女性の就業率の上昇を見込み、修正を行う。

〈確保方策〉

- ・量の見込みに応じた数値に修正する。
- ・2号認定の確保方策の数値の減に伴う保育士余剰分を配置することで十分対応可能と判断できる。

(4) 保育所(園)など(3号認定、1、2歳児)

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①量の見込み	当初計画	784	756	736	715	697	
	変更案			938	966	976	
	実績値	931	920				
②確保方策	当初計画	965	965	965	965	965	
	保育所 認定こども園 地域型 保育	変更案			954	958	952
		実績値	985	1,013			

【分析結果】

〈量の見込み〉

- ・就労要件の緩和により、短時間保育の利用が増えてきており、当初計画を上回る見込みのため、修正を行う。
- ・女性の就業率の向上等により、保育ニーズは今後さらに増加する見込みである。

〈確保方策〉

- ・確保方策を上回る需要が見込まれることから、さらなる受け入れ確保等の対策が必要である。

【見直しを行う上での課題】

- (1) 今後、女性の就業率の向上等により、特に0～2歳児の保育ニーズが今後さらに高まること
が予測される。そのため需要過多となり、待機児童の発生が懸念されることから、受け入れ施設
追加などの対策が必要である。
- (2) 一時的なピークを迎えた後、少子化の影響により、供給過多の状況が懸念される。

【保育所(園)・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業所の設置状況】

※ 30年度以降は見込み

施設	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所(園)	23	23	23	23	23
認定こども園	4	5	8	8	
幼稚園	11	10	7	7	
地域型保育事業所	2	2	2	1	1

【(1)の具体的対応策】

- (案1) 保育所の増設(定員増)
(案2) 認定こども園の増設(定員増) → 現在2園が移行を希望している。
(案3) 地域型保育事業所の増設

【(2)の具体的対応策】

- (案1) 施設の新設の上限を定める。
(案2) 施設ごとの利用定員の抑制を図る。
(案3) 施設の新設の上限を定めるとともに、利用定員の抑制を図る。

<参考>

【平成26年4月10日付け内閣府ほか事務連絡「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度
への円滑な移行等について」より】

・特に認定こども園に係る供給体制の確保については、幼稚園・保育所等の事業者
の認定こども園への移行希望を踏まえた特例措置を設け、いわゆる供給過剰地域も
含め認定こども園の認可・認定を行う仕組みを整備している。この特例は、都道府県、
指定都市及び中核市において、事業者の意向を確認し、地域の供給見込み量と必要
量との比較を行った上で、上乗せ量の設定を行うか否かを含め、地方版子ども子育て
会議等で調査審議することを想定しており、この趣旨を十分に踏まえ、透明化を図り
ながら、計画を策定するよう改めてお願いしたい。

・幼稚園から新制度への移行の時期は、施行年度である平成27年度に限られるもの
なく、いつでも可能であることに留意の上、各都道府県及び市町村は、事業者等への
相談・助言、計画策定等に当たられたい。

【県の説明会資料より 自治体計画と認可・認定の関係】

・都道府県は、一定地域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)の状況に応じ、以下のとおり、認定こども園・保育所の認可・認定を行う。

需要(量の見込み) > 供給(確保の状況) → 原則認可・認定
(適格性・認可基準を満たす申請者である場合)

需要(量の見込み) < 供給(確保の状況) → 認可・認定を行わないことができる
(= 需給調整)

b